

大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

※ 本記載例（赤字）は、「個人」の提出者を想定したものです。

DEI・表紙・発行者	提出者	共同保有者	総括表	代替書面・添付文書
【DEI】				
報告書連番	001			
提出回数	1			
提出者名（英名）	KINYU TARO	※128文字まで入力可能です。		

入力に関する留意事項

※ 必要に応じて、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式の記載上の注意をご確認ください。

- 【報告書連番】：同日に大量保有報告書又は変更報告書を何件提出しているかを示す数値（訂正報告書は含まない。）。
「1」と入力しても「001」と表示される。
訂正報告書については、同日に提出している大量保有報告書又は変更報告書の件数にかかわらず、訂正元の報告書に設定した報告書連番を設定する（下記例の提出順③、⑤を参照）。
- 【提出回数】：大量保有報告書又は変更報告書を提出する場合、常に「1」とする。
訂正報告書を提出する場合、「訂正回数+1」となる。
- 【提出者名（英名）】：提出者名を英字表記で記載する。（例：金融 太郎→「KINYU TARO」）

<設定例>同日に複数の報告書を提出する場合

提出順	書類名	発行会社	報告書連番	提出回数	説明
①	大量保有報告書	A社	001	001	・ 報告書連番は、この日1件目の大量保有報告書又は変更報告書の提出であるため「001」 ・ 提出回数は、大量保有報告書の提出であるため「001」
②	変更報告書No. 4	B社	002	001	・ 書類名は、4回目の変更報告書であることを示すため、「変更報告書No. 4」 ・ 報告書連番は、同日2件目の大量保有報告書又は変更報告書の提出であるため「002」 ・ 提出回数は、変更報告書の提出であるため「001」
③	訂正報告書	A社	001	002	・ 報告書連番は、訂正元であるこの日1件目の大量保有報告書の連番と同じ「001」 ・ 提出回数は、1回目の訂正であるため、訂正回数の1+初回の1となり、「002」
④	変更報告書No. 2	D社	003	001	・ 書類名は、2回目の変更報告書であることを示すため、「変更報告書No. 2」 ・ 報告書連番は、同日3件目の大量保有報告書又は変更報告書の提出であるため「003」 ・ 提出回数は、変更報告書の提出であるため「001」
⑤	訂正報告書	C社	006	004	・ 報告書連番は、訂正元である過去に提出した大量保有報告書の連番と同じ「006」 ・ 提出回数は、3回目の訂正であるため、訂正回数の3+初回の1となり、「004」

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書 ※128文字まで入力可能です。
【根拠条文】	法第27条の23第1項 <ul style="list-style-type: none">「変更報告書」の場合は法第27条の25第1項「短期大量譲渡」の場合は法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長 提出者の住所又は本店所在地を所管する管轄財務（支）局を選択してください。 ! 法令で定められている財務局等が選択されていることを確認してください。
【氏名又は名称】	金融 太郎 ※128文字まで入力可能です。 <ul style="list-style-type: none">法人の場合、代表者の役職・氏名も入力してください。【会社名のみではありません。】非居住者の場合、原語名も丸括弧で囲んで入力してください。
【住所又は本店所在地】	<input checked="" type="checkbox"/> 【番地以降】を非縦覧とする。（個人の場合） 【市区町村名まで】 東京都千代田区 【番地以降】 霞が関3-2-1 ○○号室 ※合わせて128文字まで入力可能です。 <p>上部の入力欄に市区町村名までを入力し、番地以降を下部の入力欄に入力してください。 提出者等が個人である場合の住所の記載は、市区町村名までを縦覧に供し、それ以後の番地やアパート・マンション名及び部屋番号等の記載を非縦覧にすることができます。 住所の全てについて縦覧に供する場合は、上記のチェックボックスのチェックを外してください。</p>

○ 入力に関する留意事項

- 【提出書類】：「変更報告書」は通し番号も記載する。（例：変更報告書 No. 1）

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

【報告義務発生日】	2026/05/20
【提出日】	2026/05/21 報告義務発生日（大量保有者となった日、変更報告書提出事由の生じた日）の翌日から起算して5営業日以内に提出してください。
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名 「提出者+共同保有者」の数を入力してください。 共同保有者が、その株券等保有割合の減少によって報告対象から外れるため、「共同保有者の減少」を報告する場合には、当該共同保有者もカウントしてください。 →当該共同保有者について、第2【提出者に関する事項】や第3【共同保有者に関する事項】において株券等保有割合減少後の状況の報告が必要となります。
【提出形態】	その他 <ul style="list-style-type: none"> 共同保有者全員分を1つの大量保有報告書にまとめる場合は「連名」を選択してください。 上記以外（例：提出者が1名の場合、共同保有者各自が個別に報告書を提出する場合は「その他」を選択してください。

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社財務 ※128文字まで入力可能です。
証券コード	XXXX
上場・店頭別の別	上場 ※50文字まで入力可能です。
上場金融商品取引所	東京、福岡 ※128文字まで入力可能です。 上場している全ての金融商品取引所を入力してください。

○ 入力に関する留意事項

(注) 変更報告書を提出する場合は、その提出理由を記載するための【変更報告書提出事由】欄も存在し、記載が必要である。

● 【変更報告書提出事由】：変更報告書を提出する場合は、全ての変更事由を記載する。

- 株式等保有割合が1%以上増加（減少）
- 保有目的の変更
- 担保契約等重要な契約に関する変更
- 共同保有者の増加（減少） など

※ 報告義務発生日が令和8年5月1日以降の場合

変更内容が、大量保有者又は共同保有者の氏名・名称、住所・所在地、代表者の変更であって、当該変更内容がインターネット等により周知されている場合は、変更報告書の提出は不要である。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

DEI・表紙・発行者	提出者	共同保有者	総括表	代替書面・添付文書
------------	-----	-------	-----	-----------

第2【提出者に関する事項】

提出者追加 提出者削除 金融 太郎 ▼

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

EDINETコード	EXXXXX	参照
証券コード		

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	<input checked="" type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> 法人
氏名又は名称	金融 太郎 ※128文字まで入力可能です。
氏名又は名称（英名）	KINYU TARO ※128文字まで入力可能です。
住所又は本店所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 【番地以降】を非縦覧とする。（個人の場合） 【市区町村名まで】 東京都千代田区 【番地以降】 霞が関3-2-1 ○○号室 ※合わせて128文字まで入力可能です。 <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin-top: 5px;">上部の入力欄に市区町村名までを入力し、番地以降を下部の入力欄に入力してください。 提出者等が個人である場合の住所の記載は、市区町村名までを縦覧に供し、それ以後の番地やアパート・マンション名及び部屋番号等の記載を非縦覧にすることができます。 住所の全てについて縦覧に供する場合は、上記のチェックボックスのチェックを外してください。</div>

○ 入力に関する留意事項

- 【提出者】○ 法人格を有さない組合の場合：業務執行組合員等の代表者を記載する。
→ 【提出先】は、代表者の住所又は本店所在地を所管する管轄財務（支）局等
- 未成年者の場合：未成年の親権者を記載する。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

②【個人の場合】	
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日を非縦覧とする。 19XX/XX/XX  生年月日は、非縦覧にすることができます。 生年月日を縦覧に供する場合は、上記のチェックボックスのチェックを外してください。
職業	公務員 ※128文字まで入力可能です。 記載すべき職業がない場合、「職業」は「無職」と入力し、「勤務先名称」「勤務先住所」は入力不要です。
勤務先名称	金融庁 ※128文字まで入力可能です。
勤務先住所	東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館 ※128文字まで入力可能です。
③【法人の場合】	
設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	
④【事務上の連絡先】	
事務上の連絡先及び担当者名	事務連絡会社 経理部 金融 花子 ※128文字まで入力可能です。
電話番号	03-■■■■■-■■■■■ ※20文字まで入力可能です。

○ 入力に関する留意事項

- 【設立年月日】：法人の場合は、法人の設立登記日を記載する。
- 【事業内容】：法人の場合は、報告義務発生日現在の定款等記載の主要な目的を記載する。
- 【事務上の連絡先】記載事項の確認等を行うため、提出先の財務局からご連絡させていただくことがあります。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

(2) 【保有目的】	
	<p>純投資</p> <p>※3,000文字まで入力可能です。</p> <p>「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に、全て入力してください。</p>
(3) 【重要提案行為等】	
	<p>該当事項なし</p> <p>※3,000文字まで入力可能です。</p>

○ 入力に関する留意事項

- 【保有目的】：報告義務発生日が令和8年5月1日以降のものについては以下の点も記載する。
 - 重要提案行為等を現に行い又は行うことを予定している場合には、その内容（例えば、重要提案行為等の具体的な内容や目的、重要提案行為等を行う時期・条件）をできる限り具体的に記載する。複数ある場合にはその全てを記載する。
 - 株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことについての決定（提出者が法人である場合は、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、以下の内容をできる限り具体的に記載する。
 - ・ 取得を行う株券等の種類
 - ・ 取得時期
 - ・ 取得価格
 - ・ 取得を行う株券等の数量
 - ・ 取得目的・方法
 - ・ 取得の相手方
 - 大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする際に、これらの報告書の提出義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合も上の項目の内容をできる限り具体的に記載する。

大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】					
① 【保有株券等の数】					
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号	法第27条の23第3項第3号	
株券又は投資証券等 (株・口)	1402000				
新株予約権証券又は 新投資口予約権証券等 (株・口)	A 2000	—	H	O	
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P	
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q	
株券預託証券					
株券関連預託証券	D		K	R	
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E		L	S	
対象有価証券償還社債	F		M	T	
他社株等転換株券	G		N	U	
合計 (株・口)	V 1,404,000	W	X	Y	
信用取引により 譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で 引渡請求権等の権利が 存在するものとして 控除する株券等の数	AA				
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB 1,404,000				
株券、株券預託証券及び 株券信託受益証券のうち 保有潜在株券等の数に 加算すべきものの数	AC				
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+ I+J+K+L+M+N+O+P+Q+ R+S+T+U+AC)	2,000				
欄外注記					

※4,000文字まで入力可能です。

入力に関する留意事項

【保有株券等の数】：

- 【法第27条の23第3項本文】：自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載する。
- 【法第27条の23第3項第1号】：金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（【法第27条の23第3項本文】及び【法第27条の23第3項第2号】の場合を除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載する。
- 【法第27条の23第3項第2号】：投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（【法第27条の23第3項本文】の場合を除く。）の数を記載する（法人格を有さない組合の業務執行組合員からの報告、未成年者保有分の親権者からの報告の際には、本項目に記載する。）。
- 【法第27条の23第3項第3号】：株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者（【法第27条の23第3項本文】、【法第27条の23第3項第1号】及び【法第27条の23第3項第2号】の場合を除く。）であって、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的などをもって保有する株券等の数を記載する。

※報告義務発生日が令和8年5月1日以降のものについては【法第27条の23第3項第3号】に該当する株券等についても記載の上、記載・計算する。なお、令和8年4月30日以前から保有する【法第27条の23第3項第3号】に該当する株券等については、令和8年5月1日に報告義務が生じたものとして大量保有報告書・変更報告書において記載する。
- 【新株予約権証券又は新投資口予約権証券等】：株券等に換算した数を記載する。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

②【株券等保有割合】	
	2026/05/20 現在 AD 25030000 株・口
発行済株式等総数 (株・口)	報告義務発生日の発行済株式等総数を入力してください。提出日現在ではありません。 ※分からなければ、以下に記載されている発行済株式等総数のうち、直近のものも入力可能です。 <ul style="list-style-type: none"> 直前期の有価証券報告書 直近の半期報告書 金融商品取引所規則に基づく発行者の適時開示情報（決算短信を含む） 直近の商業登記簿 等
提出者及び共同保有者の 保有潜在株券等の数	AE 2000
保有潜在株券等のうち共同 保有者間で引渡請求権等の 権利が存在するものとして 控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等 保有割合 (%) (AB/(AD+AE-AF)×100)	5.61 小数点以下 3 位を四捨五入した小数点以下 2 位までを入力してください。
直前の報告書に 記載された 株券等保有割合 (%)	変更報告書の場合に、直前に提出した報告書記載の割合を入力してください。
欄外注記	※4,000文字まで入力可能です。

○ 入力に関する留意事項

- 【発行済株式等総数】：議決権のない優先株式、自己株式も含めて記載する。

大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】
※300行まで追加可能です。途中に新規の行を追加することはできません。

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価	削除
2026/05/20	普通株式	1000000	3.99	市場内	取得		削除

・ 報告義務発生日も含めた60日間【取得・処分による大量保有報告書や変更報告書の場合には空欄にはなりません。】
・ 変更報告書において前回報告書と重複がある場合も60日間全てを入力してください。【重複分を省略しないでください。】

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

※3,000文字まで入力可能です。

【記載例】

【例：担保契約】 令和○年▲月▲日に(株)××銀行と株式数1,000,000株について担保契約を締結した。

【例：消費貸借契約】 令和○年×月×日に(株)××銀行と株式数200株の株券等消費貸借契約（貸株）を締結した。

【例：ロックアップ契約】 令和○年○月○日に取得した株券1,000,000株は、令和▲年▲月▲日付の第三者割当増資により取得したものであり、発行会社との契約により、令和△年△月△日～令和×年×月×日まで保有することを約している。

【例：信用取引】 ××証券(株)から10,000株を信用取引により買建ている。

【例：業務執行組合員】 ××投資組合の業務執行組合員として保有している。

【例：親権者】 親権者として、未成年者である××の所有する株式1,000株を保有している。

入力に関する留意事項

【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】：

- 短期大量譲渡の場合には、第二号様式において「譲渡の相手方」ごとに氏名又は名称も記載する。
- 報告義務発生日が令和8年5月1日以降のものについては【法第27条の23第3項第3号】に該当する株券等に係る取得又は処分の状況についても記載する。
- 割合：「数量」/ (AD + AE - AF) × 100
小数点以下3位を四捨五入した小数点以下2位までを記載する。
- 市場内外取引の別：ToSNET取引等の市場内立会外取引は、「市場外」と記載する。
- 単価：「市場外」取引の場合に記載する。
複数取引がある場合は平均単価（1円未満は四捨五入する）を記載する。
売買以外の方法は、その旨を記載する（贈与、相続、代物弁済、交換 など）。例えば、第三者割当増資に伴い新株予約権証券を取得した場合には、「第三者割当（新株予約権1個当たり○○円（○株分）」）というように記載する。

【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】：

- 株券等に関する売買契約（契約を締結した日から5日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、以下の合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、①その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、②契約の相手方、③契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。
 - ・ 提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意
 - ・ 提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意
 - ・ 株券等の発行その他の行為が提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けすることができる旨の合意
 - ・ 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を提出者（提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意
 - ・ 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が提出者に対しその保有株券等を買取ることを請求することができる旨又は提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買取ることを請求することができる旨の合意

- なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第9条の2第1項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の1未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

- ・ (AG)・(AH)により取得した株数と「上記(AI)の内訳」に記載される株数の合計が、(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】①【保有株券等の数】に記載の株数と一致するように入力してください。
- ・ 報告義務発生日に保有する株券等を取得する際に要した資金(累計)の内訳及び合計を入力してください。
- ・ 実際に取得に要した費用を入力してください。【台帳価格や額面価格ではありません。】
- ・ 千円未満は四捨五入してください。

自己資金額 (AG) (千円)	99760
借入金額計 (AH) (千円)	2000
その他金額計 (AI) (千円)	0
上記 (AI) の内訳	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和△年△月△日 株式分割(1:2)により200,000株を取得。○ ××証券(株) 信用取引で買付けた株に対応する金額13,000千円。 <p>※3,000文字まで入力可能です。</p>
取得資金合計 (AG+AH+AI) (千円)	101760
欄外注記	<p>※4,000文字まで入力可能です。</p>

○ 入力に関する留意事項

- 【上記(AI)の内訳】：自己資金、借入金以外による取得の場合に、具体的な取得原因(相続、株式分割等)、株数を記載する。

○ 大量保有報告書のWeb入力フォームの記載例

②【借入金の内訳】 追加
 ※99行まで追加可能です。途中で新規の行を追加することはできません。

取得資金が銀行又はその他の金融機関からの借入金である場合の「借入目的」について

- 当該借入を株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合は「1」を選択してください。
- ※「1」を選択した場合には、その借入金の借入先については、「②借入金の内訳」の「名称（支店名）」「代表者氏名」「所在地」欄には入力せず、「③借入先の名称等」の「名称（支店名）」「代表者氏名」「所在地」へ入力してください。
- 明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合は「2」を選択してください。

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）	削除
	銀行			1	2000	削除

借入先が個人である場合であって、【報告義務発生日】が平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令等の施行の日（平成27年5月29日）以後である場合の住所の記載については、市区町村名までを入力し、それ以後の番地やアパート・マンション名及び部屋番号等の記載を省略することができます。

③【借入先の名称等】 追加
 ※99行まで追加可能です。途中で新規の行を追加することはできません。

「②借入金の内訳」において「1」を入力した借入金について、その借入先の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を入力してください。

名称（支店名）	代表者氏名	所在地	削除
かんとう財務銀行（埼玉支店）	関東 次郎	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1	削除

≪株券等の売買の媒介者等の名称にかかる添付書類（非縦覧）≫

（提出者のために取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称、所在地及び連絡先を記載した書面を添付書類として提出する場合は、次の項目に入力してください。
 非縦覧の添付書類として提出できます。本欄に入力を行うと自動的に添付書類として加工されますので、別途、書類を添付する作業は不要です。）

名称	所在地	連絡先	削除
			削除

○ 入力に関する留意事項